

議案第66号

日野町国民健康保険税条例の一部改正について

日野町国民健康保険税条例（昭和35年日野町条例第4号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年12月4日提出

日野町長 塚 田 淳 一

税条例の改正が必要な理由と概要

1 改正理由

令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替等を行うことにより、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、被保険者に関する所得等についての所要の見直しを行うため、日野町国民健康保険税条例を一部改正するもの。

2 改正内容

(1) 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について

軽減判定所得の算定において、基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるもの。(条例第23条)

(2) 公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例について

軽減判定所得基準の見直しに合わせ、規定を整備するもの。(附則第2項)

3 附則規定

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の日野町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日野町国民健康保険税条例（昭和35年日野町条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に同条に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p>

満の者にあつては当該公的年金等の収入額が60万円を超える者
に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額
が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除
く。の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」と
いう。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の
数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額
を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算
額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険
の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2
以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を
減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者
及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を
超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算
額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険
の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2
以上の場合にあつては、43万円に当該急所所得者等の数から1を
減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者
及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超え
ない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

ア～カ 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算
額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5
千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該
当する者を除く。)

ア～カ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算
額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万
円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該
当する者を除く。)

ア～カ 略

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額による。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
(適用区分)

2 この条例による改正後の日野町国民健康保険条例の規定は、令和3年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。